

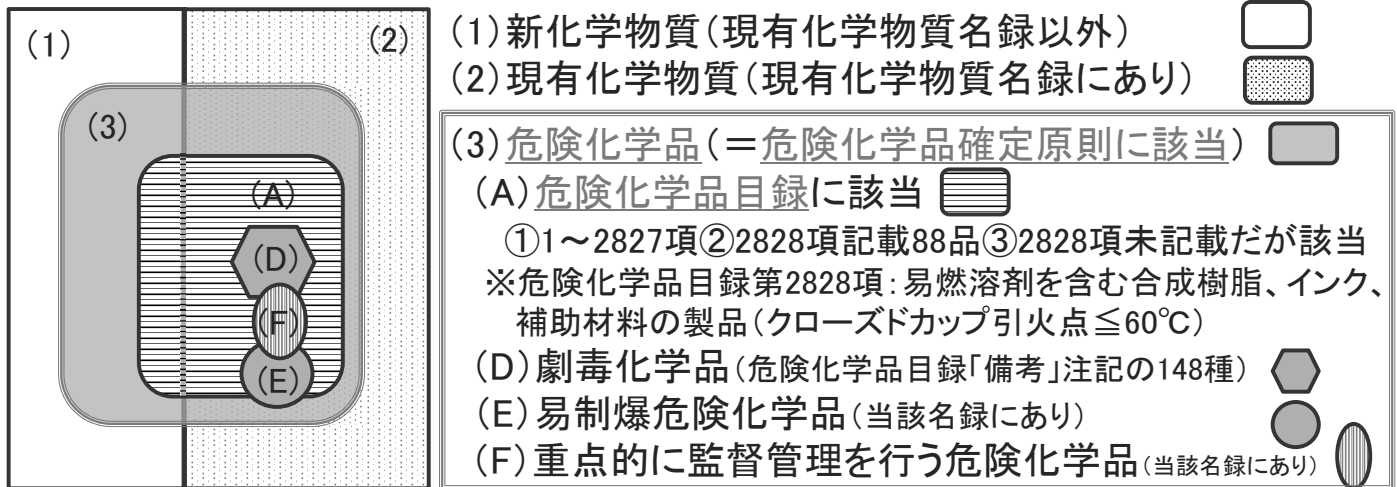
2024年8月27日

第84回講習会資料 中国の化学品規制の概要

以下のページの差し替えをお願いいたします。

2-3-1. 危険化学品の概要

■ **危険化学品**: 毒害、腐食、爆発、燃焼、助燃等の性質を有し人体、施設、環境に危害のある劇毒化学品・その他の化学品 [危険化学品安全管理条例第3条]



■ **劇毒化学品** [危険化学品目録(2015版)解釈]

激烈な急性危害を有する化学品で、人工合成された化学品・その混合物、天然毒素、急性毒性を有し公共安全危害を容易に引き起こす化学品

■ **易制爆危険化学品**: 爆発物品の製造に用いられる危険化学品 [同条例第23条]

JETOC

2-3-1-1. 危険化学品目録(1/6)

[危険化学品目録(2015版)説明・解釈]

■ 危険化学品の定義

害毒、腐食、爆発、燃焼、助燃等の性質を有し、人体、施設、環境に対して危害を与える化学品及びその他の化学品

■ 危険化学品の確定原則

化学品分類及びラベルの国家標準に基づき、指定の危険・危害特性類別中から確定
 ※危険化学品の確定原則はGHS分類項目とは異なる(詳細後述)

■ 危険化学品目録第2828項、その他

- ・明記された条目以外、相応の条件に適合の場合は危険化学品に属する。
- ・ $35^{\circ}\text{C} \sim 60^{\circ}\text{C}$ の液体が持続燃焼性試験で否の結果の場合: 非易燃性液体(易燃液体とせず管理可)
- ・危険化学品目録で混合物を除き含有量の説明のない条目: 当該条目の工業製品/純度が工業製品より高い化学品を指す。農業用途として使用の場合その原薬を指す。

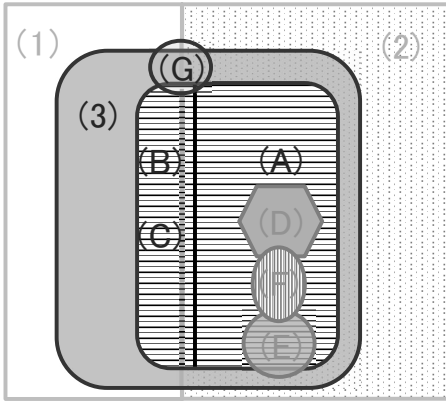
■ 劇毒化学品の判定境界線: 急性毒性類別1 (以下条件の1つを満足)

ラット実験(経口LD $50 \leq 5\text{mg/kg}$ 、経皮LD $50 \leq 50\text{mg/kg}$ 、吸入(4h)LC $50 \leq 100\text{ml/m}^3$ (気体)又は 0.5mg/L (蒸気)又は 0.05mg/L (埃、ミスト))(経皮LD 50 の実験データはウサギ実験データ使用可)

JETOC

2-3-2. 危険化学物品安全管理条例(6/26)

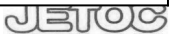
■危険化学物品: 毒害、腐食、爆発、燃焼、助燃等の性質を有し人体、施設、環境に危害のある劇毒化学物品・その他の化学物品[第3条]



- (1) 新化学物質 (G) 鑑定を経て危険化学物品と確定 (混合物・目録未収載危険化学物品)
- (2) 現有化学物質
- (3) 危険化学物品 (= 危険化学物品確定原則に該当)
 - (A) 危険化学物品目録第1～2827項に該当
 - (B) 危険化学物品目録第2828項記載88品に該当
 - (C) 危険化学物品目録第2828項の定義に該当
 - (D) 劇毒化学物品 (危険化学物品目録中で明記の148種)
 - (E) 易制爆危険化学物品
 - (F) 重点的に監督管理を行う危険化学物品

本条例での主な要求事項	対象	根拠
危険化学物品安全生産許可証 危険化学物品経営許可証	(3) 詳細は次スライド (※(G)の場合は不要)	第14条、目録実施指南6
危険化学物品安全使用許可証	(3) (規定数量以上等の場合) (※(G)の場合は不要)	第29条、同実施弁法第2条
危険化学物品登記	(3)、(G)	第67条、目録実施指南6
ラベル*	(3)、(G)	第15条、GB13690
SDS*	(3)、(G) (混合物は規定臨界濃度極限值以上)	第15条、GB13690

*GB13690によりラベル・SDSについて規定



P35を上記に差替えお願いいたします。

P152を下記に差替えお願いいたします。

JETOC

7-1. ラベル・SDSの概要(1/4)

- ・ラベル・SDS作成の詳細:標準で規定。
- ・危険化学品目録実施指南付属書で強制分類を規定のものはその分類に従う。

■ラベル:GHS分類がある化学品に必要

■SDS:GHS分類標準合致の物質・混合物、致癌性/生殖毒性/標的器官系統毒性標準合致かつ濃度が国家標準《化学品の分類及び危険性公示》(GB13690-2009)*規定の臨界値/濃度極限值以上の混合物は提供必要

*《化学品分類及びラベル規範 第1部分:通則》(GB30000.1)としてWTO/TBT通報(意見募集2023.8.28 ~10.27)

SDS:中国では(危険)化学品安全技术説明書等と記載(バラつきあり)

■危険化学品安全管理条例[第3、15条]

危険化学品*生産企業はSDS提供・化学品安全ラベル貼付け必要(要国家標準適合)
(*毒害、腐食、爆発、燃焼、助燃等の性質があり人体、施設、環境への危害がある劇毒化学品・その他の化学品)

■職業病防治法[第2、26条]

職業病*危害発生のおそれがある化学品その他を雇用単位に提供する場合は中国語の説明書の提供、包装上に警告標識・中国語の警示説明必要
(*粉塵、放射性物質、その他の有毒、有害物質との接触等による疾病)

※GHS分類がある化学品 ⊃ (危険化学品確定原則該当の)危険化学品

JETOC